

傳、道カミ教カミの大ダイ綱コウ、信シン心シンの心得ココロエ、
なり居イりゝがこたび信シン讀ドク者シャに
て合カ本ホンとなく名ナけて
見ミん人ニンこれコレを諒リョウとせよ

明治三十七年四月

編 者 誌

明治
27 6 24
内 交

金光教

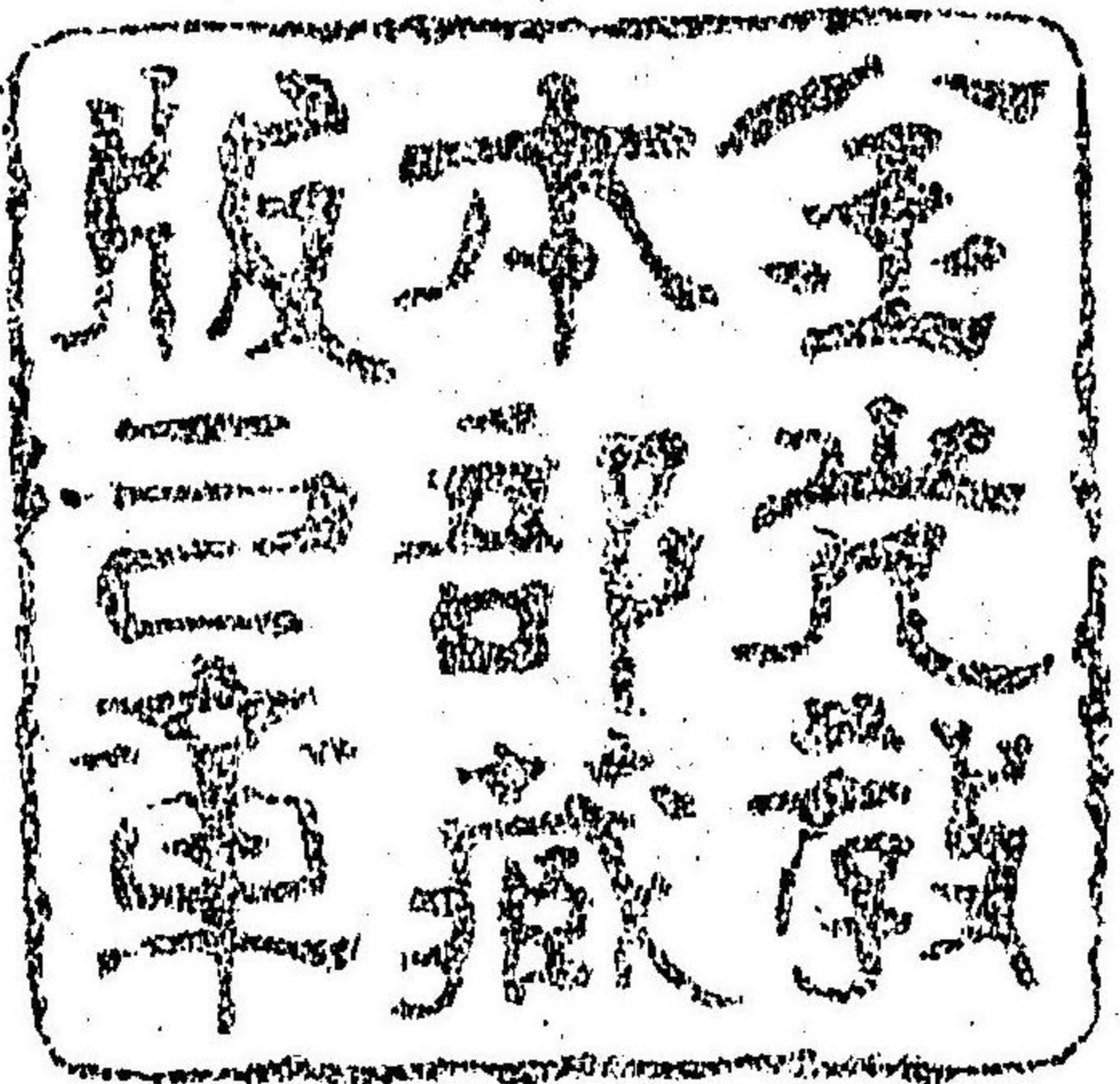
完

金光教管長金光大陣
故 教監 金光貫行 共著

金光
教祖 神誠心傳 完

金光教本部藏版

玉光戲
本部藏
版三筆



神誠正傳序言

道亦大小あり教亦正邪あり道義漸
く衰へ異端盛よ詐を以て世俗滯る
しと邪徑に趨き復た正を以て著る
を以て其の悲を以てしに我ら
教祖を信神乃一念よるをて天地
真理を感得し顯幽感通の道を以て
神慮乃隨真道を心得拾又二條を

傳へらるる其中より國人の安んじ命を
國家に教義と徳をふるりしり備
をいへるを教祖とて道を準繩として
三十餘年終始一日若くは國救世
乃大目的を以て人盡たるの本源を視
破せられども實は仰ぐべくもあらず
如何よきん神誠の文語簡しき事
旨深し誰り能くそは蘊奥を究む

余等幸に膝よりありて親しく其
教を少き一紙以て不才自ら採らば
いふ所は此の徳を稱し譽ふ事人
向いて恩養の一環を分るしとす
若くは明治十九年は夏起稿より
時教會乃組織未了全備せし教務
集して遂に完成し到らば
若くはそこのそこの人々に此の身を

清見心と静め今也漸く生稿を終
へ名心より神誠心徳心心て等
本書は正傳を明むる成るして
力余字句の敷原よ愛す求むるを
ま正大の真道を明して聊か及祖
乃遺志を紹之と抄くものなり其
用語と拙くせん思ふ人其誠意誠
諒とせよと云ふ

因にこの本書を著すは村給始希助
乃任りてあるなりと云ふ祖の教子
佐藤範雄の著

明治二十二年四月

著者識

眞道乃心得(信條)

一 神國の人に生れて神と皇^か上^みとの
大恩を知らぬ事

一 天の恩を知りて地の恩を知らぬ
事

一 幼少の時を忘れて親に不孝の事
一 眞の道に居なから眞の道を履ぬ

事

一口に眞と語りつゝ、心に眞の無き
事

一我身の苦難を知らずから人の身の
苦難を知らぬ事

一腹立ば心の鏡のくもる事

一吾心の角て我身を討つ事

一人の不行状を見て我身の不行状
にならる事

一物毎に時節を待またたず苦とする事

一壯ま健ゆな時家業を疎にし物毎に驕
らる事

一信心する人の眞の信心なき事

例言

○卷頭に信條の各條を掲げたるは開卷と共に讀者を
して正傳に入るの便あらうめんが爲なり

○信條には卷頭にみゆるが如く條目の號はなかりく
が正傳をもものするにあたりて讀者に便せんが爲に
著者が特に附したるなり

○信條は普通の文章としては其意大方は通じ難く(例
皇上をカミと訓ひが如し)且文の体をなさざる處もありされど今
うを私に改めむは却々にさかいらごと、思へば教

祖より傳へ來りのまゝに假名を附して神意を違へ
ざらんことをつとめたり

○信條と正傳とを見別け易からん爲に文字に大小を
用おたり而して其細註を施し、は尙正傳の神意を
悟り易からしめんとなりされど其中にも正傳の
まゝを記せれば讀者を心せよ

目次

第壹條の正傳	九丁
第貳條の正傳	十六丁
第三條の正傳	二十二丁
第四條の正傳	二十六丁
第五條の正傳	二十九丁
第六條の正傳	三十一丁
第七條の正傳	三十五丁
第八條の正傳	三十八丁
第九條の正傳	四十三丁

第十條の正傳

四十八丁

第十一條の正傳

五十三丁

第十二條の正傳

五十八丁

以上

第一條

神國の人に生れて神と皇との大恩と知らぬ事

本條の正傳は我が國は神國にして我が國の人人は皆神孫ふれば此く尊き皇國に生れ來れる人は一日も此の神國の有り難き御恩を知らずてはあるべからざる者なりとなり

第十條の正傳

四十八丁

第十一條の正傳

五十三丁

第十二條の正傳

五十八丁

以上

第壹條

神國の人

れて神と皇上との大

恩と知らぬ事

本條の正傳は我が國は神國にして我が國の

人人は皆神孫ふれば此く尊き皇國に生れ來

れる人は一日も此の神國の有り難き御恩を

知らずてはあるべからざる者なりとなり

何れの國と雖も神の御鑄造給はざる國はなかるべし
然るを我皇國のみに神國と言ふ名のあるは如何なる
理由ぞと謂ふに太古天津神諸の命を以て神伊邪那岐
命伊邪那美命二柱の大神の皇國を始めとして百八十
の外國までも御修理固成し給ひて正に神々を御産坐
て未だ修理竟へ給はざる國々は其御孫の神々等の御
經營遊ばされたるなり然れば我皇國は世界の本元祖
國なるが故に百千々と國はあれども我瑞穂の國を神
の宮處と御定め給ひて八百萬諸神等共に皇國に御鎮
座なく給へり遠き神代の緣故によりて故に神國と

は稱へ謂ふなり然して吾人の幾先祖よりか其の神々
様の深き御神恩を蒙りつゝ御互の身に及びたること
なれば實に限りなき大恩ならずや

皇上とは天皇陛下の御事なり

皇國の天皇陛下は深き神代の由緒によりて明津御神
と申し奉ればここに如此皇上とは謂はれしものなり
凡そ我が皇國よ生れ出でる人は皇恩を戴か
ずては一日一夜も此國よ住居する事能はず
殊よ我が皇國の皇上様は吾々人民を眞の赤

子の如く御思召されて厚く御仁愛ふし給は
るこそおれば其皇恩は我産血を分けたる親
の恩も同様ふるこそいふも更ふり

扱皇國の天皇陛下は外の國々の國王など同一には
申されぬ深き故あり其は何となれば掛卷もかくこか
れども天日大宰に座す天照日大御神の御孫邇々岐命
を豊芦原の千五百秋の瑞穂の國則ち吾日本國の大君
と定めたまひて皇孫命の御代は天壤とともにも窮り無
かるべしと宣ひて遠き神代に天降し給ひしより其御

正統絶はず断れず今上天皇陛下に至る迄天より一系
の絲をはへたる如く一百二十有餘代と云ふ久き年
代を皇統連綿と繼承けられ皇國に住居したる人民は
吾々幾先祖よりか其歴代の天皇様の厚き皇恩の蔭を
戴きつゝ、安國の心安く皇國に生存を遂げて吾人御互
の身に及び且將來吾人子孫も一系の皇上様の御高恩
を戴ざるものなからんとすこれ實に限りなき大恩な
らずや

然れば我神は國の祖所謂人類の祖先ふり亦
天皇陛下は皇國に生るゝ人の皆大父母様と

仰ぎ奉るべきものなれば

我國の大君は申すも畏こかれども遠き神代の深き由緒によりて天津日嗣をいろくめ給へれば我國の人は更なり外つ國々の人々も遂ては其大稜威に歸順ふべきものを天照るや日月のかけをける國は本つ御國に仕へざらめやともあるが如く我國の臣民たるものよくも思ひ奉るべきことなり

皇國の人とある限りは神と皇上との大恩を片時も忘却ては相濟まざる者と心得べし

如此皇國の人の離るべからざる深き關係のある神と皇上との大恩をば夢夢思ひ忘るべからず之を何とも心に懸奉らざる者も一世にありとせばは全く神徳皇恩の尊とくして恐るべく有り難き眞理を知らざるより起因る者なれば此等の者を早く教へ導くが我教祖の神誠の大主眼なり

故よ皇國の人として神と皇上との大恩を知らざらんは人として人よ非ざる所以を早く世上よ知らしめん爲よ我が教祖は眞道の心

得第一條よ本條を載せて神誠せられしかり

第貳條

天の恩を知りて地の恩を知らぬ事

本條の正傳は凡そ人として天恩を知らざる者
はふかるべけれども吾人が住む處の大地の恩
を知らざる者あり天の恩を知りて地の恩を
知らざるは父あるを知りて母あるを知

らざるが如し天地は元來父母の如く天は物を
を恵み地は物を生ず此の天地の大理により
て萬物悉く生化づる者あり

扱此大天地は其剖判の時より名づくべからず語るべ
からざる一種不可思議の妙力ありて生生化々の靈德
を具有へ相依り相輔けて萬物を生育せり即ち天地は
萬物の生出づる本源にして又萬物の終歸る安宅なり
これ所謂我天地金乃大神の御神性なりこの大神の御
德は天の極み地の限り到らぬ隈なく漏る、涯なく常

に圓滿不偏に充ち渡らせ給ふによりて天道立ち地誼
遵ひて萬物悉く化育せらるゝものなるを廣き世の中
に嘗てこれを知るものなく亦教ふるものもなく只天
恩の高きをのみ知りて地恩の厚きを思ひ奉らで世は
一向妄信迷夢の中にぞ漂ひける茲に我教祖はこを
はれど萬艱の心行を脩め顯幽感通自在の徳を積み給
ひていとも畏き御神傳を奉じ献身の赤誠を以て天地
の大理を闡明にしこれを傳へこれを教へ給ひて始め
て吾人生死の安宅をば得しめられたりされど尙中世
以來あらぬ教に深くも惑ひてこの大地には金神とい

ふ惡神邪神のありて崇り障りをなすとのみ思ひ恐を
なすものゝ多かりければ今よりは何事にも方位は忌
まず我教の昔に復れよと諭されたりこの意義を深く
了解るべし斯く教へられしにつきては教祖に對ひ方
位家より種々様々に難問し或は攻撃する者數多あり
たれども明らけく治まれる御代となりて世の開らけ
進み行くまに明治五年十一月九日長くも改曆の
御詔勅を下し給ひてよりこゝにこの難問はうち絶に
たり天地の真正の神理にあらずして如何でか斯くあ
るべき實に尊き限りならずや

吾人人類の此世に生存るゝや其の神身共に
天地の大徳に因らざるはふし故に又教祖の
教諭に生きても死よても天と地とは吾住家
と思へよ天にまかせよ地よすがれよと諭さ
れたり此意をよくよく了得べきふりかくも
御恩深き大神の主宰ます大天地に住みふが
ら此大恩をも知らずして世を過ごしぬるは
恐れ多き事ぞかし何國の人ふりこも一度此

世に生れ出てゝは生くるも死ぬるも共に天
地を離れて何れにか往て住む處のあるべき
此の故に人たる者は天恩地恩のあるを知ら
ざれば斯身あるを知りて其本源を知らず又
其終を知らざる者たるべしと本條は神誠せ
られしかり
人々よ此の天恩の高きを敬ひ信じ此の地恩の厚きを
尊み信ぜよ

第參條

幼少の時を忘れて親に不孝の事

本條の正傳は凡そ人は母の體內にやどりたるより産れ出でて人となる迄父母の養育の恩を受くることは山よりも高く海よりも深し其大恩に報ゆる人の少きは如何なる理由ぞと云ふ皆己れの幼少の時を忘るれば

りさればよくこゝに心を附けて己れ獨り生れながらにしては此の身の世にあらぬ事を思ふべし又人に目口を附けることも云ひて親に繼ぎて我等を教へ導きたる師の大恩をも忘るべからず

其れのみならず斯道の信者たらん人々は信心の道に入り其の始を忘るゝなかれ信心の其の始を願よ信心の幼稚なりしを思へ教祖の教へに教へ導かるゝに従ひ漸々に歩み進みて廣き眞の大道の眞中に進み

入り我生死心を安んずるに到りては全く信心の成長
くたりと云ふべし之れ恰も赤子の時より父母の養育
によりて身軀成長したると教育によりてアイツエオ
のアより教へ育てられて世の中の道理を極め知り
と同じ様の理なるべし

然るを人々此處に心を留めず成長する隨に
幼少の生立を忘れて父の恩の高き山をもく
づし母の恩の深き海をもうづめてひたすら
我儘ふる舉動をふすものあり之れに連れて

漸次々々物の道理を知れば師の大恩をもち
もはず又斯道の信者は道を了解り次第に教
へ導かれたる幼稚の時を忘れて教祖よりも
先生よりも我尊し我かしこしと思ひさばか
り廣き道を踏み外して起き立たん術を知ら
ざる者あり能々謹むべきことあり此のゆゑ
に教祖は人として片時も忘るべからざる
報本反始の道の大義を本條に於て神誠せら

れしかり

第四條

眞の道に居ながら眞の道と履ぬ事

本條の正傳は我信者たる人の斯の眞道の行を過たず正しき道を履迷はざる様にこそて誠められたるものかり

この正理正道たる此の眞の教の中に居る者が其正道を正道に履行はざれば信者と云ふ名を以て教祖の面

目を穢し此の眞の道を破る者ぞとの御神意なり今熟々思ふに曾て我道の信者にあらざるものが凡ろ斯道を穢したる者はなきものぞ信者たるものはうれ此を日常心して謹むべし

扱眞の道を履めと云ふは大きにむづかしき事の様
に思ふ人もあらめと眞の道とて一種
異様ある道あるにはあらず此の道の教を克
く遵りて人の履むべき道を履み人の務むべ
き事を務め行へといふばかりかり

猶謂なほいは斯道このみちの信者しんじやとなりては信者しんじやの行たごふべき道みち人ひととありては人ひとの履ふむべき道みちを共に履ふ行おこなはざらば履ふまぬ丈だけけ行おこなハぬ丈だけけは信者しんじやたるの行人おこなひたるの道みちの缺かげたるものと云いふべし若もくかく人ひとの道みち缺かげ信者しんじやの行おこなひ缺かげたらば缺かげたる丈だけけは信者しんじやとして人ひととして共ともに天てん與よの自じ分ぶんの權けん利りを失うひたる者ものと心得こころ得うべし然されば真ま正せの信者しんじやたらん人ひとは真まの道みちを履ふむと云いふ事ことを能よく心得こころ得うべし故ゆに教け祖そは信しん心じんする人ひとは何事なにごとにも信しん心じんにかれよと教け諭ゆせられ

たり其その何事なにごとにも信しん心じんにかれよとは萬事ばんじ萬ばん行こう誠せいの心こころ即すなはち正せい直ぢきを取と外はすふこの意い味みかり信者しんじやたる人ひとは此この意いを心こころとして真まの道みちを履ふ誤あやらず神かみの賜たまふる我わが真まの權けん利りを自みづから失うふかかれよ本條ほんじょうは神しん誠がいせられしかり

第五條

口くちに真まと語かたりつゝ、心こころに真まのなき事こと本條ほんじょうの正傳せいでんは人ひとやゝもすれば口くちには正せいしく

立派に云飾りつゝ其の精神はくもり穢れて
口と心と違ひ人を偽り罪を犯し其の罪の積
り積りて遂に災を招くものあり恐るべきは
口と心とかり故に教祖は心で憎で口で愛す
ふよとも諭されたり

尙云は人々は能く言行一致を謹めとの義なり其言行
一致とは我口で謂ひなしたる事は又其身に行ふべ
若く口には眞實らしく言ひ人を偽り欺く事あらば之
れ口と心と反対なる者なれば若くかゝる事あらば此

は現在の罪とならざるも神律正理の咎め許さざる所
なれば一言一行も謹むべきなり
すべて人は眞と云ふ天下に敵無き本心の鏡
よ照し見て口と心とを違ふるが如き陰惡の
所爲をおすべからずと本條は神誠せられし
かり

第六條

我身の苦難を知りながら人の身の

苦難と知らぬ事

本條の正傳は貴賤上下賢愚の別なく人の身の上には苦難と云ふ枉事あり

苦は我求めて爲す苦あり又さけ得ざる事情によりて受くる苦あり又難とは不意事不意難とて我身心に思ひも計らざる災害を蒙るをいふ此苦と難とは誰しも好まざるものなれども免れがたき社會の有様にころ我身に苦と思ふ事は人の身にも苦あり我身

に難と思ふ事は誰が身にも難ふれば我身の災害に遇ひたる時の苦難を忘れず人の身の苦難に遇ひたる時は我身にありし苦難を憶ひて思ひやりの心あるべし諺に今日は他人事明日は我事とぞ云ふ如何にも世の中の有様は此くの如し然るを世の人は今日の他人の苦難をば空吹く風に聞過して明日又我身に廻り來るものとは知らず我身其苦難に出

逢はざる中は人の苦難も知らざるが如しす
 べて人を恵まざれば人に恵まるべき理なく
 人を助けざれば人に助けらるべき道理もか
 し今日悪の種子を蒔かば明日悪の芽の生
 今日善の種子を蒔かば明日善の芽の生
 はこれ天然の道理なり故に人に善を恵まば
 善の蔭あり之れに引反へて悪を行はば悪の
 蔭あらんは之れ亦當然の理なり然れば我身

我家の大切なる事を思はゞ又人の身人の家
 の大切なる事を思ひやるべし凡てこの社会
 は自身一己の爲をのみ思ひて他人の爲を思
 はざる時は一日も安寧に過ごす事能はず此
 の故に愛身愛家の心を以て他人に交際るべ
 し若し此の道徳心を失ふ時は人にして人
 はいふべからずと本條は神誠せられしなり

第七條

腹立ば心の鏡のくもる事

本條の正傳は心は常に大磐石の如く押鎮め
事に觸れ物にあたりて一旦の腹立に我本心
を紊し悪しき心にかゝるこゝかかれさかり
兎角人の心はあさはかにして耳目鼻に觸れ感ふ事
あれば直に其心を動かす腹の真中に嵐を吹かせ物毎
に疑の浪を打たせて本心を其の波間に漂よはせ果て
は遂に其身をも溺らる果つるものなり恐るべきは我
心の据處なり慎むべきは我心の作用なり

人には天地の神の分魂ある本心といふもの
あれば其本心よ於て必ず悪を嫌ひ善を好む
は道理かり然るよ腹を立つる時は覺せず悪
事よ移り易きは心の鏡忽ちくもりて本心
善悪の分別力を失ふが故かり
かく本心の分別力を失ひたるはたとへば朝霧の中に
向ひの山の景色を失ひたるに同じ信者たらん者よく
もる時なく我心の鏡を磨けや磨け教祖の神誠に心の
眼を覺し眠るなかれくもらすなかれこをゆめゆめ怠

るな
 かく一時の腹立より悪事を犯して己れも苦し
 み又他人をもくるしむる境界に立至るは
 恐るべきことなれば生死我行眞の道を失は
 ざらん爲にさてこゝに人たる者の最も大切
 なる鎮魂の大事を本條に於て神誠せられし
 あり

第八條

吾心の角で我身と討つ事

本條の正傳は心は常に玉の如く圓く温和な
 る氣分を持ちて我慢我慾と云ふ角を立つる
 事なけれごあり

抑本條は如何なる意味ぞと云ふに上第七條に連絡た
 る者にして兎角人の心は心に心を使用して玉の心も
 自分一己の利慾の爲には角張りて温和徳實の姿を失
 ひ四角四面の強情心となることあり實に玉の心に恐
 りき角が付くなりさて他人其角にあたりてきずを負

ひ其反りは又我が身を討つ事となるたとへば大音を
發すれば大音の響あり惡聲を發すれば惡聲の響ある
が如くされば我心に不人情不道理の角を立つれば其
の角にて我身を討ち倒さるゝに至るは道理の然ら
むる處なれば日常に我心に角の立たぬ様に謹むべ
すべて人は我心の強情強慾と云ふ不埒者の
芽を出ださぬ様心がくべし教祖の教諭に要
心せよ我心の鬼が我身を責めるぞと諭され
たるが如く如何にも要心すべきは我心あり

己れは正實にして正實心あるに人もし角を
立て其の角にて我身のきずを負ふことあら
んも其のきずは痛むに足らず何とあれば己
れの内に疚しき事おくて人の心の角により
てのきずおれば其の傷は眞理によりて癒ゆ
べければおり然れども若し我心に角ありて
其の角にてきずを負ひたる時は其の傷は癒
ゆること能はざるべし

警へば爰に正直なる人ありて無實の罪にて訴へられ
一時名譽を穢さるゝことありとせんか此は即て法理
の鏡判官の眼に照されて正邪忽ち分明となるべし其
の判明たる後は其の罪何れに歸するか爾に出づる者
は爾に歸るの道理によりて初めに無實の罪を造り出
でたる人の身の上に歸すべし恐るべきは其の歸り矢
に傷を負ひたる者にこそはこれ我心の角にて討ち
し傷なり此理を能く悟るべし

然れば人たる者は己が心の角にて己が身を
亡ぼすことおかれと本條は神誠せられしあり

第九條

人の不行狀を見て我身の不行狀に

なす事

本條の正傳は人として行狀程重要なる者
はかし行狀の如何によりて身を立るもあり
身を落すもあり然るに我身の行狀は我身に
最よく知らるべくして却に知れ難き者おれ

ば日常他人の行状を見て我身の行状を改む
 るに注意するが肝要なり
 抑々此行状と云ふことを改めて謂へば品行と云ふ事
 なり品行といふ事は中々範圍の廣くして一言一句に
 述べ盡す能はずされども要するに此の品行の二字の
 作用如何によりては如何なる智者も愚者に劣り如何
 なる學者も文盲に如かず修身齊家治國平天下も此品
 行の二字の意義に外ならざるべしさてよく此品行を
 保たんには常に友を擇ばざるべからず諺に朱に混は
 れば赤くなるといへり悪人の群に居ればいつしか悪

しきことをも悪しとは思はぬ様になり遂には大なる
 恥辱をも恥辱と思はざるに至る恐るべし慎むべし
 扱誰人も皆神明の賜たる本心を有てれば人
 の行を見て彼の所行は善きか悪しきか我本
 心と相談をし自らの判断にて是は悪しき所
 行と考へ付きたる時は決して身に行はず速
 に之れを避くべし若し善き行爲ありと考へ
 たる時は直に進んで之れを行ふべし我本心

には悪しき事と知りながら行ひ止まざる時
は所謂神明も嫌ひ給ふ所の罪と云ひ穢と云
ふ事にあるぞかし
此の罪と云ひ穢と云ふ者は皆自ら造るものにして決
して他人の造りて與ふるものにあらず自らをつ
くむべし

又教祖の教諭に若者は本心の柱に虫を入ら
せふよと諭されたり此の意を深く了得べし
誠に不行状は本心の柱に虫の入りたるが如

し此等の意味合を能く考へよ如何に信心と
思ひて神明を祈念とも又拜禮とも行状の善
悪によりては御神意に應ふもあり或は應は
ざるもあらん心の柱の確かならぬにより不
行状と云ふ見苦しきあたもの身に纏ひて
人の人たる面目を失ふよ至る事恐るべし慎
むべし猶本條の深意を一言に約め示さんに
行状の正しきは一身一家の寶物なり

此を擴充むる時は一身一家のみならず一郷一國の寶物となるべし
此寶物を不行狀と云ふ者に奪はれて身を誤る事勿れ必ず本心に謹慎と云ふ錨を取外すべからずと本條は神誠せられしかり

第拾條

物毎に時節と待す苦とす事
本條の正傳は世の中の事は萬事萬端天地の

道理の支配するものおれば時節々に身を任せて時の到らぬに心を苦しむることおかれこかり
然れども人の身は苦の入物とや云んか事々物々に就て無益に心神を煩はし苦しむる事ありかく内心に無益の苦痛の積り積りて遂に身を非命に失ふものあり此れ幽には天地の神明に對し奉り顯には天皇陛下に對し奉りていとも畏きことなれば此の無益の苦は何卒去り度きものなり然れば此の苦を去るには如何にせばよからんかこれ只天地の眞理に則りて眞道の信

心の力に善悪諸共に打任すぞ所謂壽命の洗濯とは云ふべき
 譬へば如何に冬の寒さを厭ひて人力によりて春暖の日に遭遇んと思ふことも其は思ひて應はず爲さんとして爲すこと能はざる事あり此は時節を待たざる苦あればあり然るに世の人往々事に順序あり物に自然の道理あることを思はずして冬ふるに直ぐに春の花

を見んこし夏ふるに直ぐに秋の月を拜せん
 こするが如きものあり此は時節知らずこいふのほかふし
 之れによりて世の中の移り變りの時世を回顧せば我神國と云ふ此の尊き國体も中世よりは何れにあるか國の祖先たる我真の神等の影は何れに御座く坐すか吾人の大父母様と仰ぎ奉るべき一天萬乘の天皇陛下は如何遊されて如何の聖慮にましますか吾人人民の身の上にては夢中の形状なりきと云ふべし其の當時を思へば正しき者も邪しき者も玉も石も相混雜りて

見分れる事もならざりき併之れも一ツの時節なり
 けり然れば天運又循環して我神國は神國たり國の祖
 神は祖神たり天皇陛下は天皇陛下たり吾人人民は人
 民たりと條理分明になりて春の花の咲くが如き時節
 に遭遇たり之れは人のなしたる様にはあれど其の深
 き眞理を討ね極むるに決して然らず全く天運の循環
 來て長き夢の昔の世も覺て去りたるなりけり今の世
 の人は謹み今の御制度に遵奉ひて行くぞ眞の神の道
 にはありける
 此くご悟らば眞の神の道を知る者は天を怨

まず地に不足を思はず一向天地任せに世を
 渡る心をもちて叶はぬ苦をせず役立たぬ心
 配をふさず吉きも悪しきも惠深き天地の神
 の神慮の随々廣き眞の道を渡り往けよとて
 本條をば神誠せられしかり

第十一條

壯健な時家業を疎にし物毎に驕る

事

本條の正傳は人の身の上には疾病ふど云ふ
不意の枉事ありて自分の家業のみならず他
人の家業の妨をもふす事あるものあれば日
常に是等よ準備の心懸けをふすべしとあり
之れ他の事にあらず壯健ある時によく家業
を勵みて物事に慢心を持たず身分相應をむ
ねとして始末儉約するに在り

扱家業を勉強むるは第一に我一身を脩め一家を齊へ
然して一家富まば其一家のみならず之れを押擴むる
時は一郷一國の富なり此の富の大きき力によりては愚
なる者も賢きものに勝り弱きものも強きものとなる
見識の無きものも随分見識のあるものに勝る文明も
開化も國の強きも兵力の強きも弱きも皆吾人人民の
此の家業を勉強と不勉強と始末儉約爲ると爲さると
にあればよく本條の意味を味ふべし如何なる身軀強
き者も賢き者も己が疾病のある時は何と爲る様もあ
らざれば身軀無事なる時によくよく心得て其準備貯

蓄を爲さざるものは其の身あるを知りて知らざるものといふべし

教祖の教諭に信心してまめで家業を務めよ

君の爲かり國の爲かりと諭しおかれたり我

信者たる人は常に之を腦裏に留め平常物毎

よ過のふからんことを願ひ大難を小難に逃

れ小難を無難に免かれ家業を勵精き財産を

求め一家獨立の權力を伸張して餘るを以て

足らざるを補ひ互に助け行くべし是即ち國

の爲め天皇陛下の御爲にふる者あり

扱世の中には祖先代々の大層なる家督を受け継ぎ之

に甘んじて家業を疎に物毎に驕りくらす者も間々

あれども之れは大きな誤りなり全人間は天地の

神明があらばくめんとために生れくめ給ひたる者には

あらず夫々家業を働き此の國を保持爲に生れくめ給

ひくものなれば若き時は云ふも更なり年老ゆども臚

腰の立つ間は夫れ相應に働をせずては第一天に對し

第二國に對して恐あり第三其家先祖へ對して相濟さ

るものところうべし

勉強べきは家業かり心得べきは節儉かり教
祖は本條を以て富國強兵の基本を神誠せら
れしかり

第拾貳條

信心する人の眞の信心なき事

本條の生傳は世の信心する者を見るも手を
拍ち頭を俯して拜み祈りすれば之れ則信心
かりこ心得或は願意の達せん時は三年の間

日參すべし信者にかるべしかごいひて恰も
雇人の年切約束の様かる所行をかすものあ
り又願立とて己が好きかる物を断ちて念す
る人もあり病苦災難にして人力の及ばぬ事
等につきて御靈験を戴けば此上なき廣大千
萬の御神徳なりと云ひ此の世は神の世かれ
ば生存中は神信心せねばならぬといひて信
心する者もあり

かかる事をのみ信心の目的とする人は却て苦勞を求むる事のある信心なるぞか

嗚呼大恩は知り難く小恩は知り易しと云はんか此等の信心も信心の一つにはあれども皆真正の信心の廣き道に入るべき門口なり此の信心より今一層進みて奥深き真正の信心する處を討ぬるに既に第二條に現元來人の此の世に生るゝは皆天地の神明の御恩徳に

て食物着物住家等の萬物は悉く天の恵み地の生じ與へ給はりて寝ぬるも起くるも呼吸の息の活用まで天地の神理神徳によらざるはふしかくて其肉體や靈魂の歸所の末の世までも天地の神明の恩頼の外に出てゝは死にたる後靈魂の歸着もあらざるべしされば此の深理を取極めて小く淺き惑ひを去り疑ひの横雲を拂ひて廣き眞の大なる道の深理

を覺るべし世の人此の廣大無邊の深き神理
を思ひ知らずして眼前に靈驗のふき時は最
早御神徳はふきぞこおもひ甚しきは神云
ふ者はありやふしやこかしこき神明に疑を
起し迷ふ者もありこれ信心する人の眞の信
心ふきむ故ふり爰に又教祖の教諭に信心す
る人の眞正の神徳を知らぬ事と諭しおかれ
たり如何にも信心する人の眞の神徳を知ら

ざるよりして眞正の信心に至らず又其の眞
正の信心ふきよりして眞正の神徳を得知ら
ざるものふり信心する人々よくよく本條の
意義を了解べし
扱第一條より第十條に到り敬神尊皇愛國より総て
人倫の本義を夫々示されたり猶此の條に到りては愈
々信者たる者の眞の信心の本意を失ひ唯淺はかの眼
前の信心にながれて天地の大道を誤らゝめざらんが
爲に本條は特に意味深く示されたるものぞ

然れば信者たる人信心をふしつゝ安心立命の道を誤る事分かるへしと本條は神誠せられたる者ぞ信者たる者よ此の眞の道の心得の神誠拾貳箇條をかりそめに思ひて見過すふかれ

第一條より第十二條に到るまで教祖正傳の意義を辯へたれども猶一言信心する人の爲に敬拜信の三義を辯へ述べ凡う信心する人の心得には敬神も神拜

も信心も同一の義の様に思ふならん然れども其の敬と云ひ信と云ふものを一々分ければ夫々其の旨意の別なるものあり抑敬とはおやまひつゝむの意義なり拜とは拜禮拜詞とて言に綾を盡く其の禮儀を正しく換言ば祭式作法の威儀を紊さず神事を執行するを云ふ也信とは信賴信心とて禮式作法等に心をよせず唯信じて疑はず他念なく一心を凝らし眞と云ふ一つを精神の眞底に留め此の顯世より幽世に一途に達せんとする一念之れ信なり然れば此敬拜信の三つが具はりたる上は此

れに勝^てれたる事^{ごと}なく然^されども此^この三^{みつ}つの具^{そな}はるはやすからぬものぞ希^{こひねのは}くは世^よの信^{よん}者^{ぢや}たる人^{ひと}此^これ等^らの三^{さん}義^ぎを誤^{あや}らざらんことを

明治廿二年四月

著者

男 貫 行
男 萩 雄

附 記

本傳はおのれ萩雄といひ頃今は此世になき人なる弟貫行と共にいたづきものけるなり其大旨は序言にもいへるが如く明治二十二年にははやう梓に上すべかりしをなほ障ることありて果さゞりきかゞりし程にひろかにうつし傳へしもやうやう出で來ぬと聞くに大方の誤謬を傳へむも本意なければ今はとて刷卷にもものつ若他に傳寫のものあらばうは決なく彼の私に記せるものと思ひ定めてよ

明治三十三年一月

著者金光大陣識す

道教乃大綱

道教乃大綱

一 今月今日で一心に頼めおかげは
和賀心にあり

一 疑ひを離れて廣き眞の大道を開
き見よ我身は神徳の中にいかさ
れてあり

一 生ても死ても天と地とは我住家

と思へよ

一天にまかせよ地にすがれよ

一神は我本體の大祖に信心は親に孝行するもおなじ事

一神は晝夜も遠きも近きも問はざるものに信た頼の心に隔なく祈れ

一清き所も穢き所も隔なく天地の

神は御守り在るに我心に不淨を犯すな

一表行よりは心行をせよ

一大地乃内に於て金の神の大徳に洩る、處はなき事に

一御地内をみだりに穢すなよ

一今より何事にも方位は忌す我教

の昔むかしに復かへれよ

一我身は我身ならず皆神と皇か上かとの身とおもひ知れよ

一食物は皆人の命の爲に天地乃神の造り與へ給ふものぞ

一神信心して靈み驗かげの顯あるを不思議とばいふまじきものぞ

一信心して靈み驗かげのなき時は是ぞ不思議なる事ぞ

一我信ずる神ばかり尊たふとみて餘ほの神を侮あなごる事なかれ

一信心する人の眞乃神徳を知らぬ事

一慾得にふけりて身と苦しむる事

なかれ

一四季の變りは人の力に及ばぬ事
ぞ物事時節に任せよ

一天地の事は人の眼をもて知りて
知り難きものぞ恐るへし

信心乃心得

なかれ

一四季の變りは人の力に及ばぬ事

ず物事時節に任せよ

一天地の事は人の眼をもて知りて

知り難きものぞ恐るへし

信心乃心得

信心乃心得

一 信心は家内に不和の無きが元なり

一 眞まことの道に入れば第一に心の疑の雲と拂へよ

一 眞まことに難有と思ふ心直ただに靈たま驗げ乃始
めなり

一 神徳を受けよ 人徳を得よ
 一 いきたくば 神徳を積て 長生ながいきとせよ
 一 我心で 我身を 救ひ助けよ
 一 信心する人は 何事にも 真心になれよ
 一 眞の道を行く人は 肉眼を置て 心

眼を開けよ
 一 神の恵を人知らず 親の心と子知らず
 一 神信心の無き人は 親に孝の無きも 人の道と知らぬも 同事どうじがや
 一 我情我慾を放れて 眞の道と知れよ

一我心で我身といかす事もあり殺す事もあり

一大酒大食するは絶食の元になら
ず

一食物は我心で毒にも薬にもなる
ものぞ

一何を喰にも飲にも難有頂く心を

忘れなよ

一體の丈夫を願へ

一體を作れ何事も體が元なり

一心配する心で信心をせよ

一障子一とへがま、ならぬ人の身
ぞ

一まめなども信心の油断をすな

一信心は本心の玉を研くものぞや
 一若い者は本心の柱に虫を入らせ
 なよ
 一まん心が大けがのもとなり
 一要心せよ我心の鬼が我身をせめ
 るぞ
 一討向ふ者には負まけて時節に任せ

一過ぎたる事を思ひ出だして腹立苦
 とするなよ
 一心で憎で口で愛すなよ
 一信心する人は常に守を心に懸て
 居れよ
 一心に懸る守は穢る、事は無きもの
 のぞ

一我子乃可愛さを知りて神の氏子
 と守りくださる事を悟れよ
 一信心してまめで家業を務めよ君
 乃爲なり國の爲なり
 一不淨の有る時は先にことわり置
 て願ある事を頼めよ
 一人の身が大事か我身が大事か人

も我身も皆人

一天あめが下に他人といふ事は無きものぞ
 一蔭と日なたの心を持つなよ
 一縁談に相性を改め見合より信の
 心を見合よ
 一家柄人筋を改めより互に人情

がらと改めよ

一子と産は我力で産とは思ふな皆
大祖神（たそがみ）の恵む處ぞ

一懐妊の時腹帯とすより心に眞（まこと）
の帯とせよ

一出産の時よかり物によかるより
神に心を任せよかれよ

一疑ひと去て信心して見よ靈驗（みかげ）は
我心（こころ）に有り

一我身が我自由に成らぬものぞ

一忌穢は我心（こころ）で犯す事もあり拂ふ
事もあり

一祈（いのち）て靈驗（みかげ）乃在るも無きも我心（こころ）な
り

一 要心は前から倒れぬ内の杖たふが
一 悪い事をいうて待つなよ先さきを樂
しめ
一 やれ痛いたやといふ心で難有今靈み驗か
とといふ心になれよ
一 神の教も眞乃道も知らぬ人のあ
はれさ

一 神は聲もなしかたちも見ゆうたがは疑
ば限りなし恐るべし疑を去れよ
一 眞心の道を迷はず失はず末の末
まで教へ傳へよ

版
權
所
有

明治三十七年六月十五日印刷
明治三十七年六月二十日發行

金光教本部版權所有

岡山縣淺口郡吉備村大字大谷二百七拾六番地平民

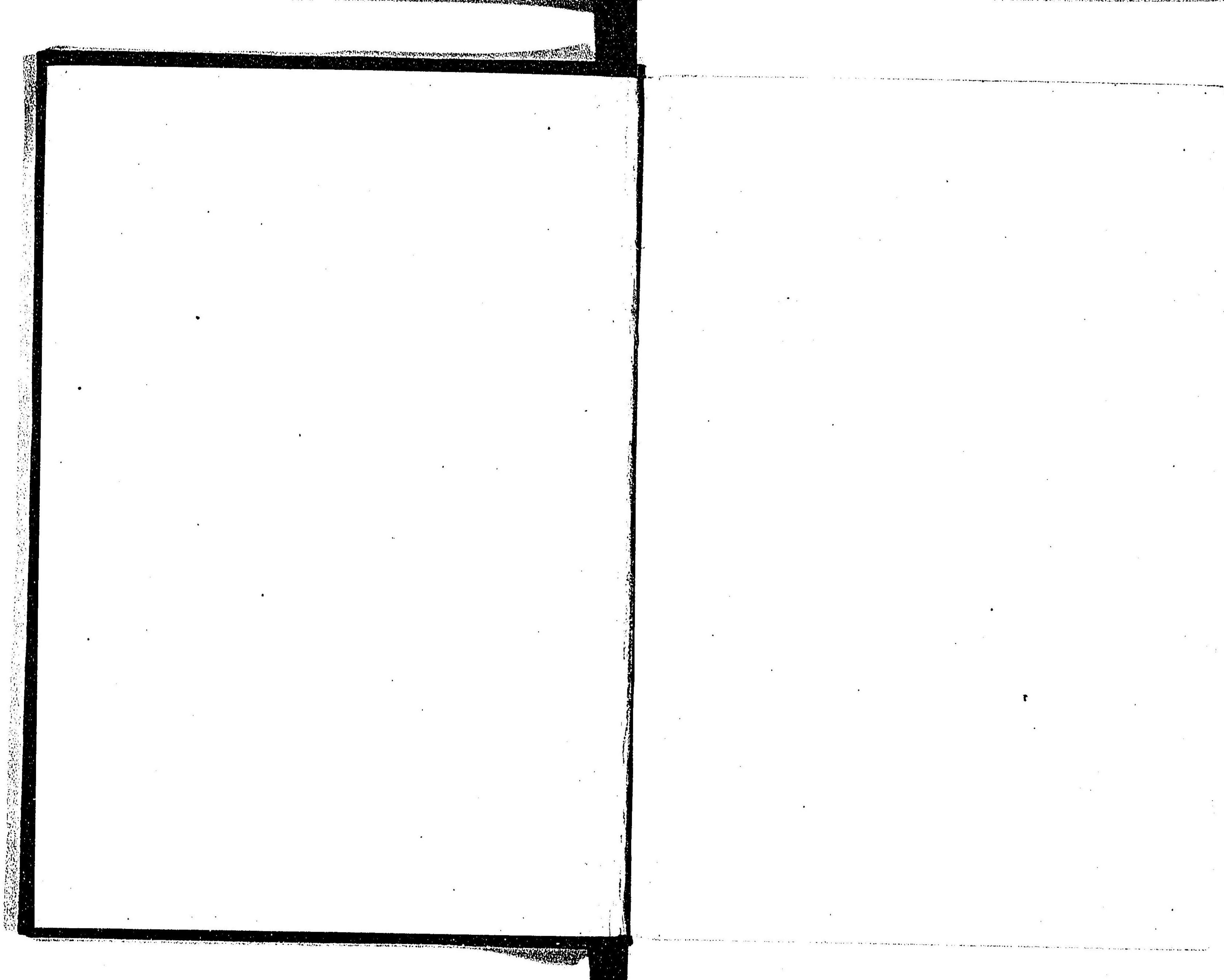
發著
行者
人兼
金
光
大
陣

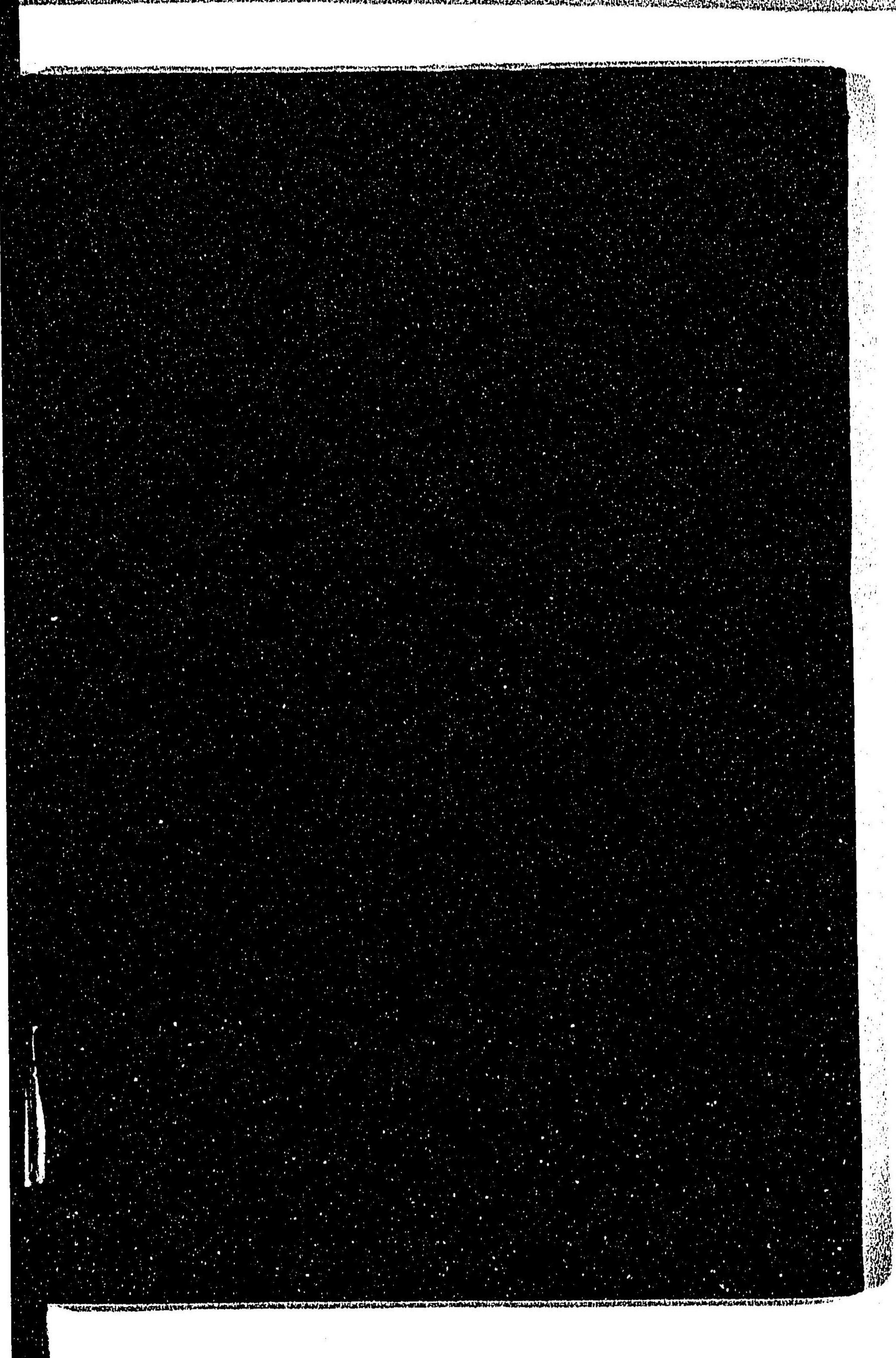
岡山市大字船頭町三十七番地

印刷者
安
井
宇
吉

岡山市大字西中山下百五十四番地

印刷所
山
陽
活
版
所





014042-000-1

特18-54

金光大教

金光 大陣 / 著

M37

ABB-0296



